

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 **株式会社 大 林 組**
代表者 取締役社長 白石 達
(コード番号 1802)
問合せ先責任者 本社総務部長 高貝 克也
(TEL 03 - 5769 - 1017)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を本年 6 月 26 日開催予定の第 111 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1 変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日から施行され、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されました。これに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役についても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第 25 条(取締役の責任免除)及び第 32 条(監査役の責任免除)に所要の変更を行うものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分)

| 現 行 定 款 | 変 更 定 款 案 |
|--|--|
| <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第25条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |
| <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |

3 日程

定款変更のための株主総会開催日

平成27年6月26日（予定）

定款変更の効力発生日

同日

以 上